

○南部広域市町村圏事務組合規約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、南部広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合を構成する市町村)

第2条 組合は、次の市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。

浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。

ア 広域観光事業

イ 広域文化事業

ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業

エ 広域的人材育成及び人材活用事業

オ 広域研修事業

カ 地域イベント助成事業

キ 地域間交流事業

ク 地域産業育成事業

ケ 地域づくり支援事業

(2) 広域的な振興事業の調査研究に関すること。

(3) いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること(那覇市及び浦添市に係るものに限る。)

(4) 南斎場の建設及び管理運営に関すること(糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。)

(5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第30条第1項第1号に規定する所轄庁が行うこととされている事務に関すること(浦添市、豊見城市、南城市及び糸満市に係るものに限る。)

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、那覇市内に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、21人とし、次の区分により関係市町村の議会において、当該議員のうちから選挙する。

那覇市 3人

浦添市、糸満市、豊見城市及び南城市 2人

その他の町村 1人

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町村議会の議員の任期によるものとする。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長を1人置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期によるものとする。

(特別議決)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 理事会

(理事会)

第9条 組合に理事会を置く。

2 理事は、関係市町村の長をもって充てる。

3 理事の任期は、関係市町村の長の任期によるものとする。

4 理事会に理事長1人を置く。

5 前各号に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、理事長の属する市町村の会計管理者をもって充てる。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員を2人置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者については組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者については4年とする。

(事務局)

第12条 組合に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会が任免する。

4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

第4章 基金の設置

(基金の設置)

第13条 組合は、ふるさと市町村圏の振興整備のための事業(公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。)の推進に資するため、ふるさと市町村圏基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、関係市町村の出資金9億円、県の補助金1億円及び別に条例で定める積立金により造成する。

3 基金の運用益から生ずる収益は、第3条第1号の事業を実施するための財源に充てる。

(出資金の割合及び額)

第 14 条 関係市町村の出資金の割合及び額は、別表第 1 のとおりする。

(基金の処分の制限)

第 15 条 基金に属する財産のうち、関係市町村の出資金総額及び県の補助金に相当する額は、これを処分することはできない。

(関係市町村の権利)

第 16 条 組合を解散する際には、基金に属する財産(県の補助金除く。)は出資金の割合に応じ、関係市町村に帰属する。

第 5 章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第 17 条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国県の補助金、組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもって充る。

2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割合は別表第 2 のとおりとし、関係市町村の負担金の総額及び負担すべき額は、理事長が組合の議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成 11 年 5 月 7 日沖縄県指令企第 341 号)

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日沖縄県指令企第 279 号)

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 4 月 1 日沖縄県指令企第 288 号)

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月 15 日)

この規約は、組合を組織する市町村の協議の整った日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 27 日沖縄県指令企第 686 号)

この規約は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日沖縄県指令企第 201 号)

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日沖縄県指令企第 184 号)

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日沖縄県指令企第 146 号)

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 18 日沖縄県指令企第 91 号)

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日沖縄県指令企第 77 号)

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 14 条関係)

ふるさと市町村圏基金出資金

(単位：千円)

関係市町村名	出資総額	出資年度額	
		平成 4 年度	平成 5 年度
浦添市	107,874	53,937	53,937
那覇市	333,225	166,613	166,612
豊見城市	56,277	28,139	28,138
南風原町	43,488	21,744	21,744
与那原町	28,179	14,090	14,089
南城市	92,619	46,311	46,308
八重瀬町	48,735	24,367	24,368
糸満市	65,538	32,769	32,769
久米島町	37,836	18,917	18,919
粟国村	14,508	7,254	7,254
渡名喜村	14,067	7,033	7,034
座間味村	14,382	7,191	7,191
渡嘉敷村	14,256	7,128	7,128
南大東村	14,949	7,474	7,475
北大東村	14,067	7,033	7,034
計	900,000	450,000	450,000

備考

- 1 出資金の割合は、均等割 30 %、人口割 70 %とする。
- 2 久米島町の出資金は、仲里村及び具志川村の廃置分合以前にいける両村の出資額を合算した額とする。
- 3 南城市の出資額は、大里村、佐敷町、知念村及び玉城村の廃置分合以前における 4 町村の出資額を合算した額とする。
- 4 八重瀬町の出資額は、東風平町及び具志頭村の廃置分合以前における両村の出資額を合算した額とする。

別表第2(第17条関係)

区分	市町村	負担割合	
1 一般管理費及び広域的な振興事業の調査研究に関する事務	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	議会費及び総務費	均等割 30% 人口割 70%
2 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那覇市、浦添市	建設費	人口割 100%
		管理運営費	利用実績割 100%
3 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町	建設費	人口割 100%
		管理運営費	利用実績割 100%
4 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦添市、豊見城市、南城市、糸満市	民生費	均等割 5% 法人数割 95%